

2017年4月21日

金融庁長官

森 信 親 殿

フェア・ディスクロージャー・ルールの法制化に関する要望

一般社団法人日本新聞協会

編 集 委 員 会

未公表の重要情報を特定の第三者に提供する場合に、他の投資家にも同時に提供することを義務づける「フェア・ディスクロージャー・ルール」(以下「公平開示ルール」といいます)の導入を目指す金融商品取引法の改正案が先月3日、閣議決定され、国会に提出されました。

公平開示ルールは、情報開示の公平性に対する市場の信頼を確保するため、金融審議会の「ディスクロージャーワーキング・グループ」において導入方針が示され、同審議会の「市場ワーキンググループ フェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース」が実務的な検討を行って、昨年12月、制度導入に向けた考え方をまとめた報告書を公表しました。タスクフォースがまとめた報告書は、公平開示ルールの対象となる情報受領者の範囲を「有価証券の売買に関与する蓋然性が高いと想定される者」とし、この対象からは報道機関は除外されました。改正案においても報道機関は適用除外とされています。この点については、「国民の知る権利」に応える報道機関の取材・報道の自由に配慮されたものと受け止めています。

当協会としては、公平・公正な情報開示により全ての投資家が安心して取引できる市場環境を整備することは必要だと考えますが、一方で、企業側が当該ルール違反を恐れるあまり、報道機関への取材に対し説明を拒んだり、当該ルールを口実にして不利益情報を隠蔽したりするような状況が生じるのではないかと強く懸念しています。実際にワーキング・グループにおける議論の中でも、報道機関の取材活動が困難になるのではないかと指摘もなされています。

改正案が、公平開示ルールの対象とした「上場有価証券等に係る売買等を行う蓋然性の高い者」は、具体的には、証券アナリストや投資運用会社の役員、ファンドマネージャーなどが想定されています。しかし、通常、企業においては、前述したアナリストらに対応する窓口も、報道機関の取材に対応する窓口も、同じIR担当社員らが当たることが少なくありません。公平開示ルールによって、対象となったアナリストらへの情報提供に消極的になれば、報道機関への取材対応にもそれが波及することが容易に想像できます。とりわけ、企業側が開示したくない情報については、公平開示ルールを口実にして取材を拒否するようなことが横行しかねません。このような事態は、

市場の信頼を確保するために情報を積極的に提供するという目的で導入される公平開示ルールの趣旨に逆行するものです。報道機関を除外するだけでは不十分であり、公平開示ルールによって重要な取材先の一つである企業の萎縮や情報隠しにつながるような方策が講じられるべきだと考えます。

当協会の加盟社からは、①取材先の企業から「公平開示ルールが制度化されれば、報道機関への情報提供も消極的にならざるを得ない」といった声が上がっている②まだ国会で審議されていない段階から、取材の現場では、公平開示ルールを理由に決算等の業績を独自に取材・報道することにクレームを付けるなどの過剰反応が出始めている——といった事例が報告されています。

当協会としては、大企業による会計不祥事などの報道の意義は、その不正を社会に向けて明るみにすることだけにとどまらず、健全な株式市場の育成や投資環境の整備にも寄与すると考えています。そうした報道の意義をご理解いただき、公平開示ルールの法制化にあたっては、取材・報道の自由を阻害し、「国民の知る権利」を損なうことのないよう十分に配慮していただくよう求めます。そして、改正法の運用ルールを規定する内閣府令やガイドライン等の作成に際しては、企業側が情報提供で萎縮しないよう規制の対象となる情報の範囲を明確にするとともに、報道機関が適用除外であることを明示し、未公表情報の報道が企業の公表義務に直結するわけではないことを企業側に周知するなど、報道機関に対して企業が過剰な「情報隠し」に走らないような対応を検討していただくよう強く要望します。

以 上